

京都市難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の方に、教育、言語訓練、生活適応訓練を促進するため、補聴器の購入に必要な費用の一部を助成します。

○ 対象者

市内にお住まいの身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児

○ 助成内容

補聴器の購入時に、1個当たり4万円を上限として助成します。

- ※ 教育上の理由等により、両耳分が必要と認められる場合は、2個まで助成します。
- ※ 助成を受けて5年以内は、再度助成を受けることができません。
- ※ 修理や電池交換は助成の対象となりません。

○ 申請方法

① 申請書類を入手する

- ・京都市情報館（市 HP: <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254466.html>）からダウンロード
 - ・子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課窓口で配布
- いずれかの方法で申請書・医師意見書用紙を入手します。



② 医療機関で受診する

申請には、指定の医療機関の医師が作成した意見書が必要です。

- ※ 指定の医療機関…指定自立支援医療機関、児童福祉センター診療科、身障福祉法第15条医師
- ※ 受診や意見書作成にかかる費用は自己負担となります。
- ※ 意見書の作成日から概ね3か月以内に申請してください。



③ 指定業者の見積書を取り寄せる

補聴器を購入する業者で、補聴器の見積書を作成してもらってください。

- ※ 指定業者…京都市において、補装具の補聴器取扱業者として登録されている業者



④ 窓口に申請書類を提出する

申請書に医師意見書、見積書を添えて、子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課に提出してください。

- ※ 郵送での提出も可能ですが、その場合、郵便事故等による郵便物の不着、遅延等の責任は負えませんので、特定記録や簡易書留など記録が残るもので郵送いただきますようお願いいたします。



⑤ 補聴器の購入

決定通知書と助成券が届いたら、見積書を作成した業者で補聴器を購入してください。

- ※ 助成額と購入費の差額を業者にお支払いください。
- ※ 補聴器を受領されましたら、助成券に受領年月日、受領者氏名、本人との関係を記入し、助成券を業者にお渡しください。

○ お問い合わせ 京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課
(発達支援担当) 電話 222-3937 FAX 251-1133